

レピータ局等の開設の基準及び手続等に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、「連盟が開設するレピータ局及びアシスト局並びにリモコン局に関する規程」(以下規程という。)第3条第3項の規定により、29MHz帯、430MHz帯、1200MHz帯、2400MHz帯、5600MHz帯及び10.1GHz帯におけるレピータ局及びアシスト局等の開設の基準及び手続等を定めることを目的とする。

(開設)

第2条 レピータ局及びアシスト局の開設局数等は、次のとおりとする。

(1) 29MHz帯にかかるレピータ局

会長が別に定める置局計画に基づき、団体局を当該団体からの申出により開設することができる。

(2) 430MHz帯、1200MHz帯、2400MHz帯、5600MHz帯及び10.1GHz帯にかかるレピータ局

ア 直轄局は、原則として各地方本部区域(沖縄県を除く。)及び沖縄県に各1局を開設することができる。

イ 団体局は、一般のアマチュア局の利用に適する全国の各地域に当該団体からの申出により開設することができる。

(3) 5600MHz帯及び10.1GHz帯にかかるアシスト局

直轄局及び団体局は、レピータ局の中継回線の構成に適する全国の各地域に当該団体からの申し出により開設することができる。

2 リモコン局は、レピータ局及びアシスト局を無線により遠隔制御する必要がある場合、開設することができる。

(開設の申出)

第3条 地方本部長は、当該地方本部区域内に直轄局の開設を希望するときは、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) レピータ局及びアシスト局設置申込書

(2) 誓約書

(3) 団体の構成員名簿(構成員が5名を越える場合は、その越える分については記載を省略することができる。)

(4) 無線局事項書及び工事設計書(リモコン局のものを含む。)

(5) インターネット又は専用線で遠隔操作を行う場合は、その方法等を説明した書類

2 団体局の開設を希望する団体の代表者は、その局にかかる前項各号の書類に次に掲げる無線局免許の取得及び維持にかかる費用を添えて会長に提出するものとする。

(1) 国に納める無線局免許申請手数料の実費

(2) 開設を希望するレピータ局、アシスト局、リモコン局の免許期間にかかる電波利用料の前納

額

(3) 無線設備の保証にかかる費用の実費

3 当該支部長及び地方本部長は、第2項の書類に開設承認の審査に参考となる意見書を添付することができる。

4 第1項各号の書類の様式は、別に定める。

(審査)

第4条 会長は、前条の規定によりレピータ局及びアシスト局の開設又は第6条の規定によりレピータ局等の変更（第6条第1項(2)のア、イ及びウの場合に限る。）の申出を受けたときは、別に定めるワイヤレスネットワーク委員会（以下、WNC という。）に諮問し、その答申を得て開設又は変更の承認又は不承認を決定するものとする。

2 WNC は、前項の規定により会長の諮問を受けたときには、すみやかに次の各号に適合しているかどうかを審査して答申するものとする。

(1) その局を開設することが、広く一般のアマチュア局の利用に供し得ることとなるものであること。

(2) 団体の組織及び構成が、別に定める要件を満たすものであること。

(3) その局を開設し維持するに必要とする費用の支弁方法が妥当なものであること。

(4) 無線設備の条件が別に定める条件に適合するものであること。

(5) 周波数の選定が可能であること。

3 WNC は、レピータ局及びアシスト局の開設又は変更の申出の審査に際し、必要があると認めるときは、申出者に資料の提出を求めることができる。

(通知)

第5条 会長は、前条第1項の規定により決定したときは、申出者にその旨通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により局の開設を承認する旨通知するときは、当該局の入出力周波数その他の条件を申出者に通知する。

(変更)

第6条 団体の代表者は、第3条第1項の規定による無線局事項書及び工事設計書の記載事項のうち、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。この場合、(1)及び(2)のア（当該支部区域内の変更の場合を除く。）の事項については、第3条第3項の規定を準用する。

(1) 管理者

(2) レピータ局及びアシスト局

ア 無線設備の設置場所

イ 第5条第2項の規定により通知する電波の型式、周波数又は空中線電力

ウ 送信空中線及び受信空中線の位置、地上高、型式又は構成

エ 中継装置の取替又は増設

オ 遠隔操作にかかるリモコン局、インターネット又は専用線の方法（新たに附設する場合を含む。）

(3) リモコン局

ア 電波の型式、周波数又は空中線電力

イ 送信機の取替又は増設

2 団体の代表者は、無線局事項書及び工事設計書の記載事項のうち、レピータ局の「特定の通報及びビーコン信号の送信（内容及び送信時刻）」に関し変更しようとするときは、あらかじめ会長に届けなければならない。

3 団体の代表者は、無線局事項書及び工事設計書の記載事項のうち別に定める事項について変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届出なければならない。

4 会長は、第1項の変更を承認したとき又は第2項の届出があったときは、申出者にその旨を通知する。

5 第1項及び第2項の変更願及び届出の書類の様式は、別に定める。

(リモコン局の審査)

第7条 会長は、第3条又は第6条第1項第2号のオの規定によりリモコン局の開設等の申出を受けたときは、次の各号に適合するかどうかを審査し、開設等の承認又は不承認を決定するものとする。

(1) 一のレピータ局及びアシスト局のリモコン局は、1局であること。

(2) 制御項目は、レピータ局及びアシスト局の無線設備の起動及び停止に限るものとする。

(3) 無線設備の条件が別に定める条件に適合していること。

(4) 遠隔制御するレピータ局及びアシスト局は、当該管理団体において管理するものであること。

(5) リモコン局の開設が不可欠であることの合理的理由があること。

(協 議)

第8条 レピータ局及びアシスト局を開設することにより、その局の伝搬範囲又は中継範囲が二以上の支部区域内あるいは二以上の地方本部区域内にわたる場合は、関係の支部長及び地方本部長は、あらかじめ連絡協議することができる。

(開設承認等の取消し)

第9条 第4条第1項の規定により会長が承認した事項について、第5条による通知後6ヶ月を経過しても運用開始に至らない場合は、会長は開設又は変更の承認を取り消すことができる。

(免許の申請)

第10条 レピータ局及びアシスト局等の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとする。

2 レピータ局、アシスト局、リモコン局の無線局免許の変更及び再免許並びに再交付にかかる費用等については、第3条第2項の規定を準用する。なお、費用等の納付については、会長が指定した日までとする。

3 第3条第2項の実費については、開設又は変更の不承認の場合を除き返却しない。

(改 廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、レピータ局、アシスト局、リモコン局の開設申請であって、平成22年8月31日までに会長の承認を受けたものにあつては、無線設備の保証にかかる費用、免許申請手数料及び電波利用料は連盟が負担する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、レピータ局、アシスト局、リモコン局の開設申請であって、施行後から平成23年2月28日までに会長の承認を受けたものにあつては、免許後最初の年にかかる電波利用料は連盟が負担する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、レピータ局、アシスト局、リモコン局の変更申請であって、平成22年8月31日までに会長の承認を受けたものにあつては、無線設備の保証にかかる費用は連盟が負担する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、レピータ局、アシスト局、リモコン局の再免許申請であって、平成23年2月28日までに無線局免許有効期間満了日を迎えるものにあつては、再免許申請手数料及び電波利用料は連盟が負担する。

附則 本規約の改正は、令和5年10月1日から施行する。（第69回理事会決定）

令和5年10月1日改正 第6条第1項第2号オ